

平成 28 年度第 1 回霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会 会議要旨

開催日時	平成 28 年 7 月 13 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
開催場所	国分シビックセンター行政棟 3 階 庁議室
出席委員	南委員長、津曲委員、山口委員、新田委員、有村委員、田部委員、武藤委員、池田委員
事務局	池田財産管理課長、三善財産活用グループ長、猪俣財産活用グループ主査、坂元財産活用グループ主査
公開・一部非公開 又は非公開の別	公開
傍聴人数	3 人
協議内容等	
<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員長あいさつ 3 報告 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教職員住宅のあり方について (2) これまでの実績と今後の取組みについて (3) その他 	
協議における主な意見等の概要及び事務局からの回答	
<p>○委員長あいさつ</p> <p>本日午前中は、公共施設マネジメントに関する講演会をさせていただいた。指定管理者制度については、全面的に民間だけに任せるのではなく公務員の配置も含めて柔軟に扱える制度であるため、今後応用可能な制度である。</p> <p>また、1つ1つの施設を管理していくのは大変手間がかかる。一括して管理を行えば経費も相当削減でき、効率的に運営できるため今後検討していくべき手法であると思う。</p> <p>霧島市においては、基本的には施設の削減、廃止等により総面積を縮小し、行く行くは全体の経費を圧縮しながら、もっとも使いやすい施設にしていくこととしている。</p> <p>計画通りに進んでいけば、日本でも最先端の部類に属するのではと期待している。本日は委員の皆様の活発な意見をお願いしたい。</p> <p>○報告</p> <p>人事異動等に伴う委員の選任について事務局より報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霧島市地区自治公民館連絡協議会会長（有村委員） ・株式会社日本政策投資銀行南九州支店長（中村委員） 	

○議事

(1) 教職員住宅のあり方について

事務局より配布資料に基づき説明

・教職員住宅のあり方の考え方、売却の方針

- ① 霧島市内の校長・教頭住宅は全て廃止するというのか。
⇒ 校区内居住を原則として、国分、隼人地区の市街地等で民間の賃貸住宅のある地域は廃止の検討を行っていく。民間の借家がない中山間地域等はこれまでどおり教職員住宅を提供していく。
- ② 社会環境の変化を考慮した上で、真に必要な教職員住宅の整備を行うとあるが、中山間地域では新たに建築することも考えられるのか。
⇒ 整備とは、維持補修や、老朽化による建替えを想定しているが、既存の住宅の購入や民間住宅を長期賃借するなどあらゆる方法を検討し、一番有効な手法をとりたい。
- ③ 「整備」という表現は、市が主体となり全て市の負担で行うイメージである。公共施設を多く保有していることが問われている中では、借り上げやリースという方法もあるので「確保」という表現がいいのではないか。
- ④ 税法上の減価償却資産の耐用年数 22 年を経過していない物件を優先的に売却するとあるが、物件の使われ方によっても程度が異なるため、必ずしも年数にこだわる必要はないと思う、表現を工夫できないか。
⇒ 不動産価値の高いうちに売却したいという考えだが、③の意見と合わせて教職員住宅に関する方針を定めた教育委員会に対し伝えておく。

(2) これまでの実績と今後の取組みについて

事務局より配布資料に基づき説明

- ① 霧島市ではグラウンドゴルフが活発だが、例えば休憩やトイレ等に利用できるクラブハウスを簡易なものでも整備できれば、施設利用の満足度が高まるのではないか、その代わり利用料の徴収も検討する。施設を縮小した分、残った施設は機能を充実させていくことが必要と考える。
- ② 今期 5 年間の施設縮減目標は予定どおりに達成できるか。達成度が低いと次期からの取組みが減速するのではないか。
⇒ 大きな割合を占める公営住宅を縮減したいと考えている。国土交通省（九州整備局）とも協議をしたが、居住権が優先するため強制的な退去はできず計画どおりに進まない部分もある。庁内では、次期以降の実施予定分を前倒しできるものがないか問いかけをしている状況。

③ 隼人地区の公的不動産活用計画について、今後この計画がどのように活用されていくのか、施設を新たに建設することもあるのか。

⇒ 隼人駅東側の区画整理事業に伴い、東側だけでなく西側も含め双方を活性化したいということで 駅を中心としたイメージで作成した。このとおりに事業を進めていくということではなく、今後の検討資料の1つとして活用したいと考えている。施設については、できるかぎり既存施設の機能転換等を考えていきたい。

④ 市営住宅は居住権もあり自然減に任せると進まない。1つの手立てとして、早く転居した人へは転居費用を上乗せするなどの方法は取れないか。

⇒ 転居費用の補助については現在も一部行っているが、早期転居者への上乗せは行っていないため、担当課へ意見を伝えておく。

⑤ 施設の新規整備については、既存施設のリノベーションを行えば、一時的な支出は必要だが施設保有量の増加はないのではないか。

⇒ 既存施設の転用等による、新たな行政サービスの実施予定について庁内で調査を行った結果、児童クラブや障害者基幹相談支援センター等について希望が出ており、対象となる施設を今後検討していきたい。

⑥ 耐震のない建物は優先度を上げるべきではないか（早急な耐震改修、あるいは撤去等）。

⇒ 耐震対策については、本日の資料にあるとおり現在フローをまとめている状況。決定後はフローに基づき進めていく予定である。

(3) その他

霧島市公共施設マネジメント計画推進本部設置要綱の改正について

庁内の推進本部において、市が保有する公共施設及び遊休地等の具体的な有効活用手法を検討するため設置要綱を改正し、これまでの公共施設管理計画の推進と合わせて一元的に取り組むこととした。

配布資料

- 平成 28 年度第 1 回 霧島市公共施設マネジメント計画推進委員会資料